

金武町行政改革大綱

平成 18 年 3 月

金 武 町

金武町行政改革大綱

第1 基本方針

少子高齢化社会の到来、情報化、国際化の進展、価値観の多様化等により住民ニーズはますます多様化、高度化するとともに、地方分権の拡大、国の三位一体改革等による地方公共団体への事務・事業の委譲や国庫補助金等の縮減、税源委譲等により、地方公共団体の果たす役割はますます重要になっています。また、国、地方公共団体を通じた厳しい財政状況のなか、地方公共団体の創意工夫により住民福祉の向上を推進していく必要があります。さらに、近年においては住民団体やNPOなどによる公共サービスの提供や住民、各種団体等との協働によるまちづくりが行われるなど、これまでの行政運営のあり方が見直されているところであります。

このような状況の中で、今後多様化、高度化する住民ニーズや行政課題に的確に対応するとともに、住民との協働によるまちづくり等を推進し、さらに安定した行財政運営の確立を図るためには、これまでの行政のあり方を見直し、新しい視点にたって行政改革に取り組んでいくことが必要であります。

このため、今後の行政改革の基本方針を定め、これを積極的に推進することにより、効果的、効率的な行財政の確立を図り、計画的に行政運営を推進していくものとします。

1 町民の視点に立った行政サービスの推進

行政サービスを受ける町民の視点に立ち、「町民が何を望んでいるか」を的確に捉え、施策に反映させます。実施にあたっては、迅速・正確・公平な行政サービスの一層の向上を図ります。

2 簡素で効率的な行政運営の実現

限られた人員と財源のなかで、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、簡素・効率化を原則とした組織・機構の見直しや事務事業、事務処理方法の見直し等、行政運営全般について、計画策定（Plan）⇒実施（Do）⇒検証（Check）⇒見直し（Action）のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）に基づき不断の点検を行ないつつ簡素で効率的な行政運営を実現します。

3 健全な財政運営の推進

町財政を取り巻く厳しい財政環境を踏まえ、経費の節減・合理化に徹することはもちろんのこと、施策について、必要性・効率性の観点から、事務事業の選択や見直しを行い健全な財政運営を推進します。

4 行政の公正の確保と透明性の向上

町政の円滑かつ効率的な推進を図り、信頼される町政を確立し、行政改革を実効あるものにするためには、町民の理解と協力が不可欠です。このため、行政情報を積極的に提供するとと

もに、情報公開制度の推進並びに説明責任の確保を徹底し、より一層、行政の公正の確保と透明性の向上を図り、開かれた行政運営を推進します。

5 職員の能力開発・育成による時代の変化への対応

行政改革の推進にあたっては、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない姿勢で、行政サービスの向上、事務事業の見直し、制度の企画立案に取り組むことが必要です。そのため、人材育成方針を定め、計画的に研修を行い専門知識や政策遂行能力を備えた職員の育成と多様な人材の確保により、時代の変化に的確に対応し、地方分権を推進していきます。

6 行政改革大綱の策定・見直し、集中改革プランの公表等

(1) 行政改革大綱の策定・見直し

① 行政改革の計画期間

行政改革の計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間

② 行政改革大綱の策定・見直し

社会経済情勢の変化や多様化、高度化する行政ニーズに対応した効率的かつ効果的な行政運営の推進を図るため、行政運営全般について、P D C Aサイクルに基づき不断の点検を行いつつ、行政改革大綱の策定又は見直しを行い、計画的な行政改革の推進に努めます。

(2) 集中改革プランの公表

行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、次の事項について、平成17年度から平成21年度までの取組を住民に分かりやすく明示した計画（集中改革プラン）を平成17年度中に公表します。その際、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いることとし、特に、定員管理の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、明確な数値目標を策定します。

① 事務事業の再編・整理、廃止・統合

② 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

③ 定員管理の適正化

④ 給与の適正化

⑤ 経費節減等の財政効果

(3) 説明責任の確保

行政改革大綱及び集中改革プランの見直しにあたっては、P D C Aサイクルの各過程において住民等の意見を反映するような仕組みを整えるとともに、速やかに町広報媒体等を通じて住民に分かりやすい形で公表します。また、行政改革大綱等に基づく成果については、特に、他団体と比較可能な指標に基づき公表するなど住民に分かりやすい形で公表します。

第2 行政改革推進上の主要事項について

1 行政の担うべき役割の重点化

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

社会経済情勢の変化に対応したスリムで効率的な行政を実現するため、事務・事業の見直しを行い、必要性の低下した事務・事業については、積極的に廃止・縮小を進め、必要性はあるものの町が直接行う必要のない事務・事業については、民間委託、民営化等への移管等を進めることにより、組織、業務の減量・効率化を図ります。

(2) 民間委託等の推進

行政運営の効率化、町民サービスの向上等が図られるように留意しつつ、民間委託が適当な事務事業については、行政の責任を明確にしたうえで、次の事項を基本として積極的かつ計画的に民間委託を推進します。

- ① 総務事務や定型的業務を含めた事務・事業全般について、民間委託等を推進する観点から総点検を実施します。具体的には、類似団体の状況などを参考にしながら組織の規模を踏まえ、メリットが生じるよう委託の可能性について検証するとともに、企画と実施の切り分けや複数の組織にまたがる共通の事務の集約化、他の団体との事務の共同実施、委託実施期間の複数年度化などの様々な手法による委託の可能性を検証します。その上で、事務・事業全般についての民間委託の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針・計画を策定します。
- ② 委託の実施に際しては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分に留意し、必要な措置を講じます。
- ③ 委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うような措置を講じます。
- ④ 民間委託等の実施状況については、事務・事業や施設区分ごとに、委託先や委託理由等を公表します。

(3) 指定管理者制度の活用

- ① 現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行い、検証結果を公表します。
- ② 管理のあり方に際しては、施設ごとに、行政としての必要性、存続すべきか、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、その理由を明らかにした上で、町民に対する説明責任を十分に果たすこととします。
- ③ 公の施設の管理状況については、管理の主体や、管理主体が指定管理者になっていない場合には、その理由等の具体的な状況を公表します。

(4) 地域協働の推進

地域の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現するため、住民や住民が参加する団体などの多様な主体が公共的なサービスを提供しようとする取り組みについて、次のとおり、それぞれの実情に応じ積極的に推進します。

- ① 活動主体に対する援助や活動場所の提供、個々の活動主体による活動を支援・調整する役割を有する中間支援団体の設置の支援、各種団体や自治会などの活用など、活動団体と

積極的な連携、協力を図ります。

- ② 地域協働を積極的に推進するため、個々の職員の意識改革や勤務体制の整備などに積極的に取り組みます。

(5) 地方公営企業（水道事業）の健全化

特に次の事項に留意し、経営の総点検をおこない、更なる経営健全化に取り組むこととします。

- ① より一層計画性・透明性の高い企業経営を維持するため、中期経営計画策定、業績評価の実施、積極的な情報開示に取り組みます。特に情報開示にあたっては、人件費、料金水準について類似団体のデータを添えるなど、町民が理解、評価しやすいよう工夫を行います。
- ② 企業職員の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、国、他の地方公共団体の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら適正化に努めます。また、定員管理については、事務・事業の見直し、民間委託等の推進等により引き続き適正化に努めます。

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

従来の組織形態にとらわれず、政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織とする必要があります。そのため、政策、施策、事務・事業のまとまりなどに対応した課の編成とするとともに、住民ニーズへの迅速な対応の観点や、スピーディーな意思決定・対応の観点から、個々の職員の権限が明確化され、意思決定過程が簡素化された組織編成等も検討します。また、政策、施策、事務・事業について、P D C Aサイクルをもとに不断に正当性の検証を行うことにより、組織編成も不断に見直しを行います。

3 定員管理及び給与の適正化等

(1) 定員管理の適正化

- ① 定員管理にあたっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、対応すべき行政需要の範囲、施策の内容及び手法を改めて見直しながら適正化に取り組むこととします。とりわけ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置に努めると共に、積極的な民間委託等の推進、I C T化の推進、地域協働の取組みなどを通じて、極力職員数の抑制に取り組みます。
- ② 平成19年度から平成21年度の間に、いわゆる「団塊の世代」の大量退職を迎えることから、退職者の補充をどの程度行うべきか十分検討し、様々な手法を活用しながら、計画的な職員数の削減に取り組みます。
- ③ 定員管理の適正化を計画的に推進するため、次の事項に配慮しながら定員適正化計画を策定します。
 - ア 財政状況を踏まえ、明確な数値目標を設定します。
 - イ 将来的な職員の年齢構成や分野別職員数等について詳細に分析すると共に、定員モデルや類似団体別職員数を積極的に活用します。

(2) 給与の適正化

職員の給与は、人事院勧告や近隣の自治体との均衡も考慮し、業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の納得と支持が得られるよう、給与制度、運用、水準の適正化を推進する。時間外勤務については、原因の把握に努め、職員の適正配置、事務管理の徹底、事務改善の推進により抑制していきます。また、諸手当については、支給対象、支給基準等を精査し、制度の趣旨に合致しないものについては、廃止を含め抜本的に見直しを行います。

(3) 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等の状況の公表については、地方公務員法により、全ての地方公共団体に人事行政運営等の状況の公表の責務が課されていることを踏まえ、職種ごとに定員・給与等の状況等を明らかにすると共に、他の団体との比較や全国的な指標を用いるなど、町民が理解しやすいような形で公表します。

(4) 福利厚生事業

職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう点検、見直しを行い適正に事業を実施します。また、人事行政運営等の状況の公表の一環として、福利厚生事業の実施状況を公表します。

4 人材育成の推進

分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが本町にとって重要な課題であることから、人材育成に関する基本方針を定め、人材育成の観点にたった人事管理、職場風土や仕事の推進プロセスの改善等を行い、施策、事務事業等の企画立案能力や幅広い視野と専門知識を備えた人材の登用と育成に努めます。また、能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入が求められていることから公正かつ客観的な人事評価システムの構築に積極的に取り組んでいきます。

5 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、住民への説明責任を果たし、議会や住民の監視の下に公正の確保と透明性の向上を図ることが一層必要となっています。このため、情報公開条例や行政手続条例の積極的な活用などを行なうとともに、議会における政策審議の充実などによって、議会や監査委員などによる監視機能の強化に取り組みます。

6 電子自治体の推進

電子自治体の推進にあたっては、情報セキュリティの確保にも十分留意しながら、行政手続のオンライン化の推進、公的個人認証サービス、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、総合行政通信ネットワーク（LGWAN）などの利活用等に積極的に取り組みます。その推進に際しては、特に次の事項に留意した上で、住民サービスの向上に努めると共に、業務改革を進めることとします。

- (1) 業務・システム全体を最適化する観点から、ICTを活用した業務改革に取り組むと共に、低廉なコストで高い水準の運用を実現するよう努めます。

- (2) 旧式システムについては、業務・システムの最適化を図る中で、改善、刷新に取り組んでいくとともに、職員の能力開発や民間の専門的な能力、ノウハウの活用等により、情報システムの品質、コスト等に関する評価能力の向上を図り、情報システムの調達の適正化を図ります。

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

次の事項を重点的に推進することにより、財政の健全化に努めることとします。

- ① 財政状況を分析した上で、事務・事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化をはかると共に、財政健全化のための計画を策定し、自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めます。
- ② 財政の健全化の推進にあたっては、住民をはじめ各種団体等に、当町の財政状況が総合的に把握できるような情報を可能な限りわかりやすい方法で提供することが必要であります。そのため、歳入歳出の状況や各種の財政指標などの一般的なデータのほか、バランスシートや行政コスト計算書等も含めて公表します。
- ③ 三位一体の改革に伴う税源委譲の進展や税負担の公平確保の必要性等を踏まえ、町税の徴収率の一層の向上に取り組むと共に、その他の収入についても、受益者負担の適正化や徴収率の向上に努め、自主財源の確保に努めます。

(2) 補助金等の見直し

様々な団体等に対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について、終期の設定やPDCAサイクルに則って検証し、住民に対する説明責任を果たしながら計画的に見直しを行います。

(3) 基金の整理統合、運用の見直し

特定の目的のために資金を積み立てる基金の管理、運用のあり方等について検証し、必要に応じて整理統合等を行い、基金の効率的、効果的な設置、運用を図ります。

(4) 公共工事

入札、契約については、住民の信頼を確保するため、公共工事の契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づき、情報の公開をはじめとする更なる適正化に努めます。